

第 1 1 号様式(第 1 3 条関係)

7 瀬環指令第 3 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 瀬戸市山の田町 4 3 番地の 3 0 3

氏 名 株式会社岩田清掃
代表取締役 金森 知実

令和 7 年 8 月 2 7 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之 印

取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物
取 扱 業 務	収集及び運搬（積替え、保管を含む）
業 務 区 域	市内全域
許 可 期 間	令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
条 件	1 許可は申請内容の範囲とする。 2 一般廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条第 1 項によること。 3 上記の他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもの、関係法令、条例及び瀬戸市一般廃棄物処理業許可審査基準要綱を遵守すること。 4 尾張東部衛生組合が定める施設使用の条例等を遵守すること。 5 一般廃棄物の処分にあっては、適正に分別し、資源化に努めること。